

令和 7 年 矢板市議会定例会

第 406 回定例会議

# 議案書

令和 7 年 12 月

矢板市

## 令和7年矢板市議会定例会第406回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和7年度矢板市一般会計補正予算（第5号）	••••• P 1
議案第 2 号	令和7年度矢板市一般会計補正予算（第6号）	••••• P 1
議案第 3 号	令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	••••• P 1
議案第 4 号	令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	••••• P 1
議案第 5 号	矢板市行政組織条例の一部改正について	•••••••• P 2
議案第 6 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	•• P 7
議案第 7 号	矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	•• P12
議案第 8 号	矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	•• P17
議案第 9 号	矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について	•• P20
議案第 10 号	矢板市都市計画税条例の一部改正について	••••••• P23
議案第 11 号	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	•• P25
議案第 12 号	矢板市火入れに関する条例の一部改正について	••••• P33
議案第 13 号	矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について	•• P36
議案第 14 号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	••••• P40

議案第15号 矢板市学童保育館の指定管理者の指定について・・・・・・P42

議案第16号 木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について・・・・・・P43

議案第17号 矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定に・・P44

について

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 2 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 3 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第 5 号

矢板市行政組織条例の一部改正について

矢板市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市行政組織条例の一部を改正する条例

矢板市行政組織条例（平成22年矢板市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、 <u>局</u> 及び事務所を置く。	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部____及び事務所を置く。
総合政策部	総合政策部
_____	<u>総務部</u>
<u>市民福祉部</u>	<u>健康福祉部</u>
_____	<u>市民生活部</u>
<u>経済産業部</u>	<u>経済部</u>
<u>建設環境部</u>	<u>建設部</u>
<u>生活環境局</u>	_____
上下水道事務所	上下水道事務所

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

部、局及び事務所	事務分掌
総合政策部	<p>(1) 市政策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 市の将来像を示した総合的な計画に関すること。</p> <p>(3) 統計に関すること。</p> <p>(4) 情報政策に関すること。</p> <p>(5) 特命に関すること。</p> <p>(6) 秘書に関すること。</p> <p>(7) 広報広聴に関すること。</p> <p>(8) 議会及び行政一般に関すること。</p> <p>(9) 文書及び例規に関すること。</p> <p>(10) 組織の機構及び人事に関すること。</p> <p>(11) 財政に関すること。</p> <p>(12) 財産の管理に関すること。</p> <p>(13) 入札の管理に関すること。</p> <p>(14) 市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関すること。</p>
市民福祉部	<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 高齢者福祉に関すること。</p> <p>(3) 介護保険に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉及び母子保健に関すること。</p> <p>(5) 子育て支援に関すること。</p> <p>(6) 健康増進に関すること。</p>

	<p>(7) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(8) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</p> <p>(9) 国民年金に関すること。</p>
経済産業部	<p>(1) 農業及び水産に関すること。</p> <p>(2) 林業に関すること。</p> <p>(3) 商業、工業及び労働に関すること。</p> <p>(4) 観光に関すること。</p>
建設環境部	<p>(1) 道路及び河川に関すること。</p> <p>(2) 建築及び住宅政策に関すること。</p> <p>(3) 都市計画に関すること。</p> <p>(4) 公園及び緑地に関すること。</p> <p>(5) 土地区画整理に関すること。</p> <p>(6) 公共交通に関すること。</p> <p>(7) 地籍調査に関すること。</p>
生活環境局	<p>(1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理と土壤等の除染に関する事（総括）。</p> <p>(2) 指定廃棄物最終処分場に関する事。</p> <p>(3) 消防及び防災に関する事。</p> <p>(4) 生活環境の保全に関する事。</p> <p>(5) 公害に関する事。</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。</p> <p>(7) 交通安全に関する事。</p> <p>(8) 消費者の保護に関する事。</p>

	(9) 防犯に関すること。
上下水道事務所	(1) 淨化槽に関すること。 (2) ハッピーハイランド矢板排水処理に関すること。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ  
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、  
別紙のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢板市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後			改正前		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
1・2 略			1・2 略		
3 市 長	略	略	3 市 長	略	略
		健康保険法（大正 11年法律第70 号）、船員保険法 (昭和14年法律 第73号)、私立 学校教職員共済法			国民健康保険法 (昭和33年法律 第192号)によ る医療に関する給 付の支給又は保険 料の徴収に関する

(昭和 28 年法律  
第 245 号) 、国  
家公務員共済組合  
法 (昭和 33 年法  
律第 128 号) 、  
国民健康保険法  
(昭和 33 年法律  
第 192 号) 、地  
方公務員等共済組  
合法 (昭和 37 年  
法律第 152 号)  
又は高齢者の医療  
の確保に関する法  
律 (昭和 57 年法  
律第 80 号) によ  
る資格の認定、医  
療に関する給付の  
支給又は保険料の  
徴収に関する情報  
(以下「医療保険  
給付関係情報」と  
いう。) で規則で  
定めるもの

情報で規則で定め  
るもの

					<u>高齢者の医療の確 保に関する法律 (昭和 57 年法律 第 80 号) による 医療に関する給付 の支給又は保険料 の徴収に関する情 報で規則で定める もの</u>
<u>4～20 略</u>					<u>4～20 略</u>
21 市長	略	略 <u>医療保険給付関係 情報</u> _____ _____ _____で規則で定 めるもの	21 市長	略	<u>国民健康保険法に よる医療に関する 給付の支給又は保 険料の徴収に関す る情報で規則で定 めるもの</u>
22 市長	略	略 <u>医療保険給付関係 情報</u> _____ _____ _____で規則で定	22 市長	略	<u>国民健康保険法に よる医療に関する 給付の支給又は保 険料の徴収に関す る情報で規則で定</u>

		めるもの			めるもの
23	略	略	23	略	略
市長		略	市長		略
		略			略
		略			略
		<u>医療保険給付関係</u>			<u>国民健康保険法に</u>
		<u>情報</u>			<u>よる医療に関する</u>
		_____			<u>給付の支給又は保</u>
		_____			<u>険料の徴収に関する</u>
		_____で規則で定			<u>情報で規則で定</u>
		めるもの			めるもの
24～37	略		24～37	略	<u>高齢者の医療の確</u>
					<u>保に関する法律に</u>
					<u>よる医療に関する</u>
					<u>給付の支給又は保</u>
					<u>険料の徴収に関する</u>
					<u>情報で規則で定</u>
					めるもの
24～37	略		24～37	略	

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 7 号

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成19年矢板市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第6条 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における候補者は、 <u>8円38銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	(選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第6条 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における候補者は、 <u>7円73銭</u> に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額

及び支払手続)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

及び支払手続）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に

限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
--	--

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 8 号

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する  
条例

矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

議案第 9 号

矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について

矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

矢板市一般旅券印紙等購買基金条例（平成24年矢板市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>矢板市一般旅券収入印紙購買基金条例</u>  (設置)  第1条 一般旅券発給業務に係る収入印紙_____の売りさばきに関する事務を行うため、 <u>矢板市一般旅券収入印紙購買基金</u> （以下「基金」という。）を設置する。	<u>矢板市一般旅券印紙等購買基金条例</u>  (設置)  第1条 一般旅券発給業務に係る収入印紙及び栃木県収入証紙（以下「印紙等」という。）の売りさばきに関する事務を行うため、 <u>矢板市一般旅券印紙等購買基金</u> （以下「基金」という。）を設置する。
 (収入印紙の購入計画)  第4条 市長は、 <u>収入印紙</u> の売りさばき状況を常に勘案し、適正な <u>収入印紙</u> の	 (印紙等の購入計画)  第4条 市長は、 <u>印紙等</u> の売りさばき状況を常に勘案し、適正な <u>印紙等</u> の

購入計画を立てなければならない。

購入計画を立てなければならない。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 10 号

矢板市都市計画税条例の一部改正について

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和35年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
大字名	課税区域
略	
矢板	略
富田	<u>富田のうち別に</u> <u>定める地番の区</u> <u>域</u>
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例等の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>（<u>幼保連携型認定こども園</u>である<u>特定教育・保育施設</u>の職員にあっては<u>認定こども園法</u>第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である<u>特定教育・保育施設</u>の職員にあっては<u>学校教育法</u>第28条第2項において準用する<u>認定こども園法</u>第27条の2第1項各号）に掲げる</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に掲げる</p>

行為その他当該教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	行為その他当該教育・保育給付認定子どもたちの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	---

(矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12</u></p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行わ</u></p>

条又は第13条に規定する健康診査を  
いう。同表において同じ。) (以下の  
項において「健康診断等」とい  
う。) が行われた場合であって、当該  
健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲  
げる健康診断の全部又は一部に相当す  
ると認められるときは、同欄に掲げる  
健康診断の全部又は一部を行わないこ  
とができる。この場合において、家庭  
的保育事業者等は、それぞれ同表の左  
欄に掲げる健康診断等の結果を把握し  
なければならない。

児童相談所等にお ける乳児又は幼児 (以下「乳幼児」 という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対す る利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健 康診査	利用開始時の健康 診断、定期の健康 診断又は臨時の健 康診断

3・4 略

れた場合であって、当該健康診断が利  
用乳幼児に対する利用開始時の健康診  
断の全部又は一部に相当すると認めら  
れるときは、利用開始時の健康診断の  
全部又は一部を行わないことができ  
る。この場合において、家庭的保育事  
業者等は、児童相談所等における乳幼  
児の利用開始前の健康診断の結果を把  
握しなければならない。

3・4 略

(職員)	(職員)
第23条 略	第23条 略
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
3 略	3 略

(矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

### 第3条 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年矢板市条例第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) 保育士 <u>（栃木県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者</u>	(1) 保育士 _____ _____ _____ _____の資格を有する者
(2)～(10) 略	(2)～(10) 略
4・5 略	4・5 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える

行為をしてはならない。

行為をしてはならない。

(矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年矢板市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の防止)  第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の防止)  第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員)  第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（ <u>栃木県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体</u> である場合には、保育士又は <u>栃木県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u> ）	(職員)  第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域</u> 内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は <u>当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育</u> ）

\_\_。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2・3 略

土。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2・3 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

矢板市火入れに関する条例の一部改正について

矢板市火入れに関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和7年11月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市火入れに関する条例の一部を改正する条例

矢板市火入れに関する条例（昭和60年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(許可の要件)  第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の <u>全て</u> に該当する場合でなければ許可をしてはならない。 (1)・(2) 略	(許可の要件)  第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の <u>すべて</u> に該当する場合でなければ許可をしてはならない。 (1)・(2) 略
(許可後における指示)  第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの <u>差止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。	(許可後における指示)  第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの <u>差し止め</u> 又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(火入れの中止)	(火入れの中止)
<p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは林野火災に関する注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合</u>又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、<u>異常乾燥注意法</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>、又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは<u>火災警報</u>が発令された<u>ときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

## 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 13 号

矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について

矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙の  
ように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部を改正する条例

(矢板市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 矢板市水道事業給水条例（平成10年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>

(矢板市下水道条例の一部改正)

第2条 矢板市下水道条例（平成2年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、規程で定めるところにより、管理者が指定した排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ施工することができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、規程で定めるところにより、管理者が指定した排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ施工することができない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(概算使用料の前納)</p> <p>第21条 公共下水道を臨時に使用する</p>	<p>(概算使用料の前納)</p> <p>第21条 公共下水道を臨時に使用する</p>

者は、その都度管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者が前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。

## 2 略

者は、そのつど管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者が前納させる必要がないと認めたものについては、この限りでない。

## 2 略

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合規約の一部を、別紙のとおり変更する。

令和7年11月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

## 栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 佐野市」に改める。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

矢板市学童保育館の指定管理者の指定について

矢板市学童保育館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 公 の 施 設 の 名 称       | 矢板市学童保育館（矢板小学童保育館、矢板小第二学童保育館、東小学童保育館、泉小学童保育館及び安沢小学童保育館） |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 栃木県矢板市泉526番地<br>社会福祉法人矢板市社会福祉協議会<br>会長 福 田 博 光          |
| 3 指 定 の 期 間           | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで                                  |
| 4 指 定 管 理 料 の 額       | 125,691,000円  |

議案第16号

木幡北山はつらつ館の指定管理者の指定について

木幡北山はつらつ館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 木幡北山はつらつ館  |
| 2 指定管理者となる団体    | 東京都豊島区東池袋1-44-3<br>池袋ISPタマビル<br>労働者協同組合労協センター事業団<br>代表理事 藤 田 徹 |
| 3 指 定 の 期 間     | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで   |
| 4 指 定 管 理 料 の 額 | 28,150,000円  |

議案第17号

矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について

矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1 公 の 施 設 の 名 称       | 矢板市八方ヶ原交流促進センター  |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 | 栃木県宇都宮市西一の沢町8番22号<br>たかはらの森管理グループ<br>代表者 栃木県森林組合連合会<br>代表理事長 佐 藤 和 之 |
| 3 指 定 の 期 間           | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで   |
| 4 指 定 管 理 料 の 額       | 65,000,000円  |